

久慈市立夏井小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化・潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かで思いやりのある子ども」の育成に力を入れ、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級、学校が児童の心の居場所となる配慮をし、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する・・・たてわり活動、集団での活動
- (3) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

3 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 道徳や学級活動、児童会活動の場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育てる。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 児童の主体的な取組

- (1) 「夏井っ子仲良し宣言」の作成
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み（全校遊び）
- (3) いじめ克服をテーマとした演劇発表（学習発表会 等）
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加
- (5) 思いやりの心を育む取り組み

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校報に掲載して、広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめへの指導方針について説明を行う。
- (3) 授業参観において、保護者や地域の方々に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (4) 学校報などでいじめ問題についての保護者の意見を紹介する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年1回（6月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年1回（9月）

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、行事の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 児童を対象としたアンケート調査 | 年3回（7月・12月・2月） |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年2回（7月・12月） |

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおりである。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談（生徒指導）担当
- 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・久慈警察署生活安全課 0194-53-0110

<各種関係機関相談窓口>

- 久慈市ふれあい電話・・・・・・・・・・久慈市教育委員会学校教育課 0194-52-2155
- 久慈市勤労青少年ホーム内（適応指導教室）教育支援センター あすなろ 0194-53-2610
- 総合教育センター・・・・・・・・・・ふれあい電話 0198-27-2331
- 24時間子供 SOS ダイヤル・・・・・・・・・・ 0120-0-78310
（メール相談アドレス fureai@pref.iwate.jp）
- いのちの電話・・・・・・・・・・ 019-654-7575
- 子ども人権110番（法務局）・・・・・・・・・・ 0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。**情報は学校内で共有して、速やかに組織的な対応をする。**
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。
- (5) 当該児童の保護者に対して、適切な情報提供をし、協力、連携を得て対応する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童およびその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認めあう人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 いじめ解消の定義

- (1) いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続している。
- (2) 被害児童や保護者との面談により、心身の苦痛を感じていないことを確認できている。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会および久慈警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

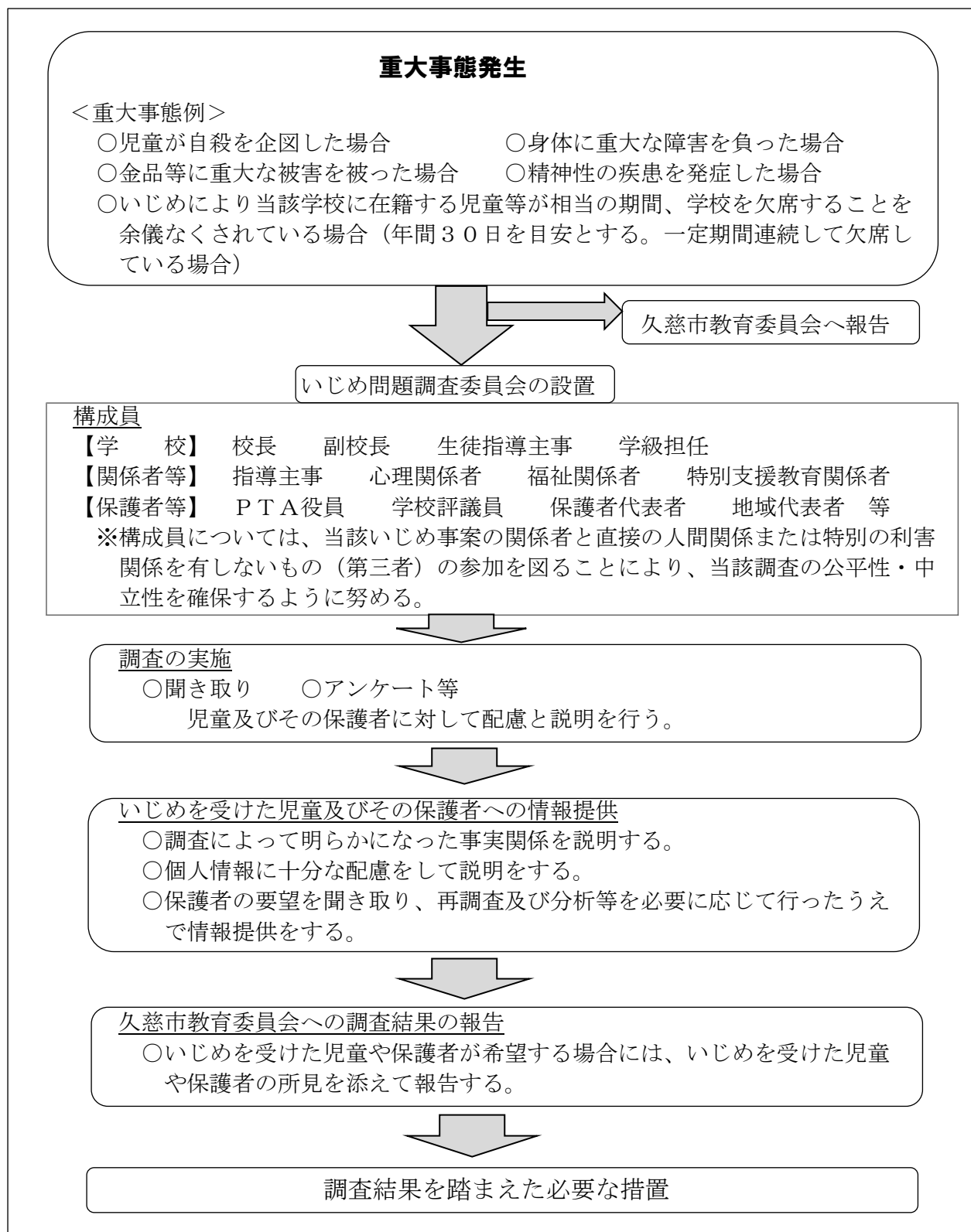
- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭に協力を得る。
- (4) インターネット上のいじめは、重大な人権侵害であり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童、保護者に理解させる。また、刑法上の罪、民事上の損害賠償等になりうることを知らせる。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※なお、児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

2 重大事態への対応（学校を調査主体とした場合）



3 重大事態への対処（久慈市教育委員会が調査の主体となる場合）

久慈市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI いじめ防止等のための年間計画

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	○いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・活動計画 ○PTA総会・学級懇談会における 保護者啓発 ○スクールガード意見交流会	○基本的学習習慣作り ○児童総会 ○思いやりを育む道徳授業の実施 ○児童会による「夏井っ子仲よし 宣言」の取り組み	○家庭訪問
5		○運動会の取組による 人間関係づくり	
6		○花いっぱい1鉢運動	○WEB-QU（該当学年）の実施
7	○いじめ防止校内研修会 ・情報共有		○まなびフェスト反省 【いじめアンケート 含む】（児童・保護者） ○教育相談 ○期末面談
8			
9		○児童会による思いやりの 心を育む取り組み ○修学旅行の取組による 人間関係づくり	
10		○学習発表会の取組によ る人間関係づくり	
11			○教育相談 ○WEB-QU（該当学年） 実施
12	○いじめ防止対策委員会 ・情報共有		○まなびフェスト 反省【いじめアンケート 含む】 （児童・保護者） ○教育相談 ○期末面談
1			
2	○学校評議員会での意見 交換会 ○いじめ防止対策委員会 ・情報共有	○児童総会 ○6年生を送る会	○いじめアンケート （児童） ○教育相談
3	○いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画		

毎月の職員会議での児童理解・日々の情報交流

わかる授業・たてわり活動等集団を生かした活動

日常の観察・保護者との連携

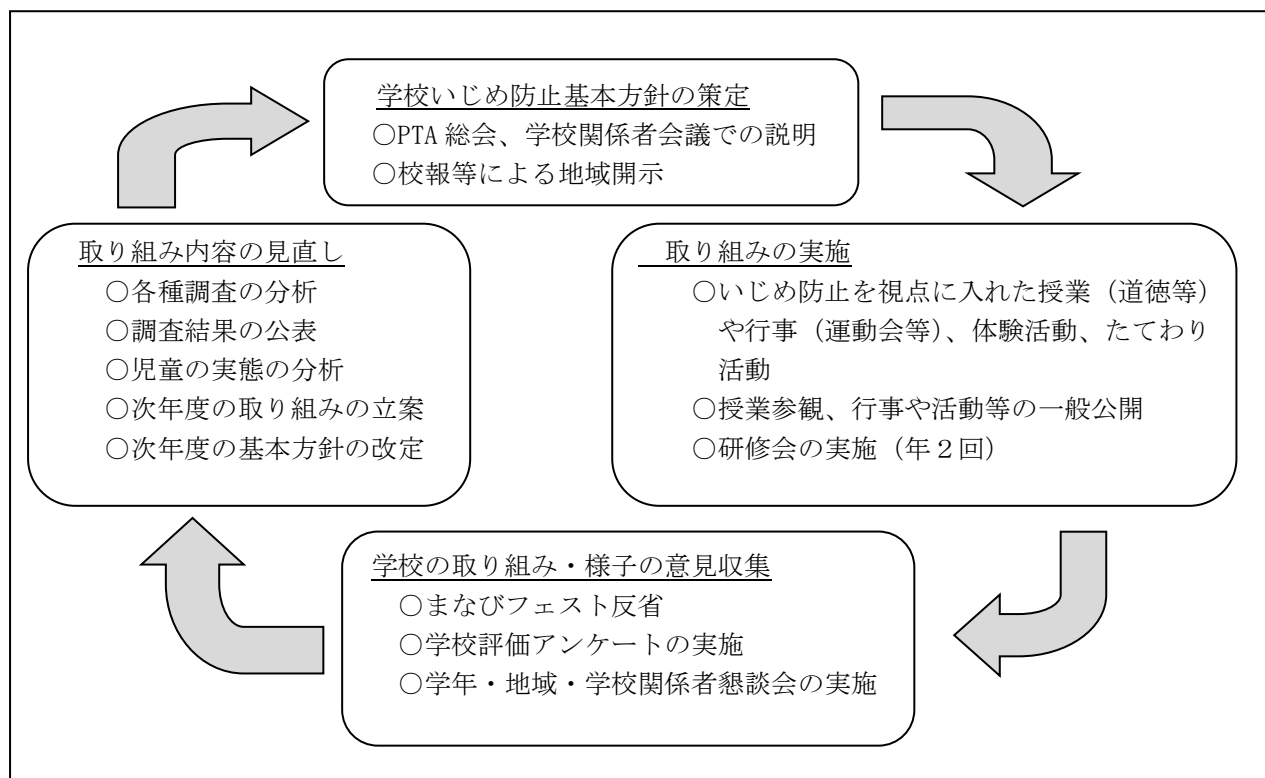
VII 学校評価

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

2 学校の取組の検証体制



VIII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組についてPTAと協力し、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。